

重大な消防法令違反の建物を 公表します (違反対象物の公表制度)

違反対象物の公表制度とは…

建物の利用者自らが、その危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、建物の消防法令違反を公表する制度です。

運用開始  平成30年4月1日

対象となる建物は？

映画館、飲食店、物品販売店、宿泊施設、病院、社会福祉施設などの建物です。

公表となる違反は？

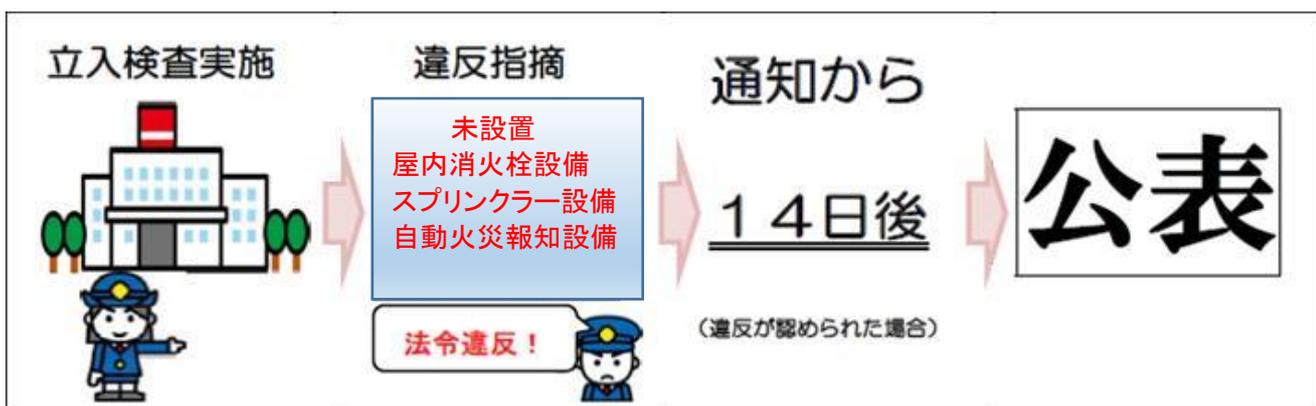
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の消防法令違反です。

公表の方法は？

消防組合の事務所前の掲示場等への掲示をするとともに消防本部のホームページに掲載します。

公表の内容は？

建物の名称、所在地、違反の内容です。



建物関係者の皆様へ

建物に以下のような変更がある場合、新たな消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

(例)

- ・テナントの入替え
- ・建物の増築や改築、隣接建物との接続
- ・荷物や棚により窓を塞いだり、窓にフィルムを貼ったりする場合
- ・建物の壁や天井を可燃物で内装する場合

お問い合わせはこちらまで
奈良県広域消防組合 各消防署 予防課

